

議第17号

飛騨地域広域行政協議会の廃止に関する協議について

飛騨地域広域行政協議会の廃止について、別紙のとおり規約を改正し、飛騨市及び大野郡白川村と協議することについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により議決を求める。

平成28年2月29日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高山市、飛騨市及び大野郡白川村において構成する飛騨地域広域行政協議会を廃止しようとする。

飛騨地域広域行政協議会規約の一部を改正する規約

飛騨地域広域行政協議会規約(平成16年高山市告示第144号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
附 則 1・2 (略)	附 則 1・2 (略)  <u>(この規約の廃止)</u> <u>3 この規約は、平成28年3月31日をもって廃止する。ただし、協議会解散後の決算に係る事務については、なお従前の例による。</u>

附 則

この規約は、平成28年3月31日から施行する。